２０１８年3月スポーツ庁における運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを受けて、同年

７月に埼玉県の部活動の在り方に関する方針が策定されました。これにより「川口市部活動方針」が策

定され、それに則り各校で「学校の部活動に係る活動方針」の策定と公表が義務付けられました。市内

２７中学校は「川口市部活動方針」における「３つのポイント」を共通理解とし、毎年度各校の実態に

即した部活動に係る活動方針を策定し、ホームページ等で公表します。

**令和７年度川口市立仲町中学校部活動に係る活動方針**

部活動の教育的意義

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに

学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場となる。

部活動の目的

○学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。

○計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

本校の部活動

○運動部

サッカー　軟式野球　陸上競技　バスケットボール　　卓球　ソフトテニス　女子バレーボール

○文化部

吹奏楽　美術工芸　　科学・パソコン

参加について

○本校部活動の参加対象は、本校に在籍する生徒とする。

〇生徒の自主的・自発的な参加による部活動の教育的意義及び部活動の在り方に関する総合的ガイドラインに則り、入部は任意とする。

〇部活動は学校の教育計画に基づく課外活動にあたり、学校の管理下での活動なので、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付の対象となる。

転部・退部・休部について

〇顧問、担任、保護者と連携し、転部届、退部届、休部届を担任に提出する。

　転部届、退部届、休部届は提出後、職員内で情報共有を行う。

◆活動方針の３つのポイント◆

**（１）活動時間の設定**

〇朝練習は原則なし

・月曜日、金曜日　１５：００～

・火曜日、木曜日　１５：５５～

・水曜日　　　　　１６：００～（活動終了時刻　１６：４０　最終下校時刻　１６：５０）

【大会前の活動時間延長について】

学校総合体育大会、市民体育祭、吹奏楽コンクール、各種目独自の大会（通信陸上等）や県大会などの上位大会（個人種目含む）も管理職と部活動担当者への申請のもと、部活動の活動時間を１７：３０まで延長することができる。（大会実施日約２週間前より）

その際に顧問は、学校職員及び該当部活動の保護者にもその旨を周知する。

**完全下校時刻１７：３０**

**（２）休養日の設定**

○学期中は、原則として**週２日以上の休養日**を設ける。（平日１日以上かつ土日いずれか１日以上）

○定期考査１週間前及び定期考査期間中（最終日も含む）の部活動は原則禁止とする。

〇学校行事（式典…始業式、終業式等、運動会前日及び当日、音楽祭、卒業式前日及び当日等）

○一斉休養日以外は各部活動で休養日を設定する。

○週末に大会･コンクール等への参加を認め活動した場合は、休養日を他の日に振り返る。

※定期考査１週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とするが大会前等の事情がある場合は

管理職と部活動担当者へ相談し、短時間での活動を許可することがある。活動の際顧問は、学校職員

及び該当部活動の保護者にもその旨を周知する。

**（３）休養期間（オフシーズン）の設定**

○長期休業日は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、**学校閉庁日となる県民の日と夏季休業及び冬季休業中の閉庁日（昨年は8/10～16と12/28～1/4）は休養期間とする。**

※但し、全国大会出場及びコンクール等で休養期間での活動がやむを得ないと判断した場合は、顧問が管理職に活動許可を申請し、校長が活動内容を確認し活動及び大会・コンクール等への参加の有無を認可する。休養期間に活動した日数は休養日として他の日に振り替える。(長期休業中がのぞましい)

○週末、及びオフシーズンに大会･コンクール等への参加を認め活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

指導体制の整備について

○各顧問が月間の活動計画を作成し、前月末までに部活動担当が確認し管理職に提出する。

○作成した各種計画については、生徒及び保護者に周知する。

〇部活動担当と管理職は適宣部活動の活動状況の視察し必要に応じて顧問との面談を実施する。

○外部指導者について積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

具体的な活動の進め方について

○月間部活動実施計画書により、部活動に係る活動方針に則った適切な部活動運営を目指す。

○安全指導を徹底する。

・ 施設や設備の点検を定期的に実施し、事故の防止に努める。

・ 教職員全員が参加する心肺蘇蘇生法やAED使用の研修を実施する。

・ 『熱中症予防運動指針』に則り、熱中症事故防止を徹底する。

○体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。

○生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。

○効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催

　や校外で実施される研修会・実技講習会等への積極的な参加を推進する。

○部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

〇部活動での生徒・保護者への連絡方法については、顧問の個人端末を使用しなければならない場合、原則、部活保護者の代表者の個人携帯への電話及びメールのみとする。

感染症対策について

　〇感染症（コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルスなど）が複数発生した場合は、部活動を中止にする場合がある。

※今後、部活動地域移行による変更が有り得る。